

長第03210003号  
平成29年 3月21日

各指定居宅サービス事業者  
各指定介護予防居宅サービス事業者  
各指定居宅介護支援事業者  
各介護保険施設開設者

} 様

和歌山県福祉保健部長  
(公印省略)

指定居宅サービス事業所等における適正な運営、介護サービスに係る不正・  
不当行為の根絶について

指定居宅サービス事業所等に対しては、従来より繰り返し、集団指導及び実地指導等の場を通じて、法令遵守の徹底、利用者の立場に立ったサービスの提供、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営及び介護サービスに係る不正・不当行為の根絶をお願いしてきたところである。

このような中で、介護老人保健施設等において、介護報酬の不正請求等の事案が発生した。(裏面参照)

すべての指定居宅サービス事業所等の開設者及び管理者においては、県民の信頼のもと社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただくとともに、介護保険法等の関係法令を遵守の上、適正な運営を行い、併せて介護サービスにかかる不正・不当行為の根絶に努めるよう改めてお願いする。

なお、今回の事案で勤務実態のない従業者を勤務しているかのように装った勤務表等を作成するという極めて悪質な行為が行われていたことを受け、今後、県が行う実地指導等において、従業者の勤務実態の確認を強化していく方針である旨、申し添える。

福祉保健政策局 長寿社会課 サービス指導班  
TEL: 073-441-2527 (直通)  
FAX: 073-441-2523

(参考)

介護保険法に基づく介護老人保健施設事業者に係る許可の効力の一部の停止、並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る指定の効力の一部の停止について

## 1. 行政処分の内容

○許可の効力の一部の停止（処分決定日：平成29年2月16日）

### ①介護老人保健施設

ア 内容 (ア) 介護報酬の請求の上限を5割に設定  
(イ) 新規入所者の受入停止

イ 期間 平成29年4月1日から12月（新規受入停止は6月）

○指定の効力の一部の停止（処分決定日：平成29年2月16日）

### ②短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

ア 内容 (ア) 介護報酬の請求の上限を7割に設定  
(イ) 新規入所者の受入停止

イ 期間 平成29年4月1日から5月

### ③通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

ア 内容 (ア) 介護報酬の請求の上限を7割に設定  
(イ) 新規利用者の受入停止

イ 期間 平成29年4月1日から5月

### ④訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

ア 内容 新規利用者の受入停止

イ 期間 平成29年4月1日から3月

## 2. 行政処分の理由（ ）内の①～④は、上記2のサービスを表す

### (1) 介護サービス費の不正請求

(法第104条第1項第6号、第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号に該当)

- ・ 栄養マネジメント加算について、加算の算定要件である管理栄養士を配置していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求した。(①)
- ・ サービス提供体制強化加算について、介護福祉士の配置が不足していた等、加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求した。(①, ②)
- ・ 理学療法士、介護支援専門員、看護職員または介護職員の配置が指定基準に定める員数を満たしていない場合、介護報酬を減算して請求しなければならないにもかかわらず、介護報酬を減算せず不正に請求し受領した。(①, ②, ③)

### (2) 不正不当行為

(法第104条第1項第10号、第77条第1項第11号及び第115条の9第1項第10号に該当)

- ・ 平成24年以降に提出があった指定（許可）更新申請や変更届等の提出書類である「従業者の勤務の体制及び勤務実態一覧表」や「雇用証明書」に、勤務実態のない従業者を配置しているかのように記載していた。(①, ②, ③, ④)
- ・ 介護支援専門員が、資格を喪失している期間中にもかかわらず、介護支援専門員として業務に従事し施設サービス計画を作成した。(①)
- ・ 施設サービス計画に基づきサービスを提供しなければならない介護保健施設で、一部の入所者の施設サービス計画が作成されていなかった。(①)

### (3) 不正の手段による指定

(第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号に該当)

- ・ 平成24年以降に提出があった指定（更新）申請時の提出書類である「従業者者の勤務の体制及び勤務実態一覧表」や「雇用証明書」に、勤務実態のない従業者を配置しているかのように記載していた。(②, ③, ④)

### (4) 虚偽の報告

(介護保険法第104条第1項第7号、第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号に該当)

- ・ 監査の際、介護保険法第76条第1項、第100条第1項及び第115条の7第1項の規定により報告を命じたところ、虚偽の勤務表を提出した。(①, ②, ③, ④)

### (5) 人格尊重義務違反

(介護保険法第104条第1項第3号に該当)

- ・ 従業者が入所者に対し、正式な手続きを取ることなく身体拘束を行う身体的虐待とナースコールを設置しないなどの介護放棄の虐待の事実が認定された。(①)